

～男女がかたりあい共に築く21世紀～



くまもと市
男女共同
参画プラン

熊本市

はじめに

本市では、21世紀という新たな百年における基礎を築くため、まちづくりの基本となる「熊本市総合計画」を策定し、各分野における施策の展開を図ることといたしました。

この計画は、「人にやさしく、地球にやさしい」をまちづくりの基本理念とし、全ての市民がしあわせを実感できる、“～よかひと、よかまち、よからし～「しあわせ実感、夢と活力の生活首都^{とし}」”の実現を目指すこととしております。

このためには、男女の別なくすべての人の人権が尊重され、一人の人間として個性と能力が発揮でき、社会の対等な構成員として認められ、互いに責任を担い合う男女平等な社会、すなわち「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」を形成していくことが必要であります。

このような考え方にに基づき、本市にふさわしい男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するために「くまもと市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

男女共同参画社会は、行政だけがどんなに取り組んでも実現するものではありません。まちづくりの主役である市民の皆様が、その実現に向けて自らの役割と責任を担っていただき、行政と協働して取り組んでこそ、達成されるものだと思います。

本プランの策定にあたり、熊本市男女共同参画推進懇話会委員各位をはじめ、多くの市民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきました。

心から感謝申し上げますとともに、このプランに基づき66万市民の皆様と手を携え、着実に計画を推進してまいり所存でございますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成14年3月
熊本市長 三角 保之



～ も く じ ～

第1章	計画策定にあたって	1
	計画策定の目的	1
	計画の位置づけ	1
	計画の期間	1
第2章	これまでの動き	2
	国の動き	2
	熊本市の動き	2
第3章	基本的考え方	3
	計画の目標	3
	基本理念	3
	計画策定の視点	3
	基本方針	4
	計画の体系図	5
第4章	方針と取り組み	7
	基本方針 1 人権の確立と男女平等の意識づくり	7
	施策方針1 男女平等と共生の意識づくり	8
	施策方針2 人権としての性の尊重	12
	施策方針3 性に関わる人権侵害からの擁護	15
	基本方針 2 あらゆる分野への男女共同参画	19
	施策方針4 女性のエンパワーメント	20
	施策方針5 政策・方針決定の場における女性の登用促進	25
	基本方針 3 男女の共生をささえる社会的条件整備	29
	施策方針6 仕事と家庭・地域社会の両立	30
	施策方針7 多様な連帯が可能な社会づくり	35
第5章	計画の推進	39
資料		
	熊本市男女共同参画推進懇話会提言（抜粋）	41
	熊本市男女共同参画推進懇話会委員名簿	42
	熊本市男女共同参画推進懇話会審議経過	43
	「くまもと市男女共同参画プラン」策定までの動き	45
	男女共同参画社会基本法	46
	男女共同参画基本計画体系図	51

1 計画策定の目的

本市では、これまで女性を取り巻く様々な課題の解決に向けて、平成4年に「くまもと市女性プラン」を策定し、幅広い分野にわたる女性の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、いまだに人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考えによるものが見られ、いろいろな分野で自らの能力を高めようとしている女性や男性の生き方を阻害している現状があります。

こうした現状を踏まえ、熊本市の男女の未来像を形成するために、これまでの「くまもと市女性プラン」を見直し、社会情勢の変化などから生じた課題や引き続き取り組むべき課題に適切に対応するため、「くまもと市男女共同参画プラン」を策定することにしました。

2 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「男女共同参画に関する市民意識調査」及び市民から寄せられた意見や、熊本市男女共同参画推進懇話会から提出された「男女がかたりあい共に築く21世紀」と題した「提言書」(平成13年2月市長提出)等を踏まえております。

この計画は、「くまもと市女性プラン」の基本的な考え方を引き継ぎながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方向性と、市民と行政がパートナーシップを組み総合的に推進するための基本的考えを示すものです。

男女共同参画社会基本法、国の男女共同参画基本計画や県の男女共同参画計画、熊本市総合計画〔2001(平成13)年～2010(平成22)年〕との整合性を図り、市民、行政が一体となった男女共同参画社会形成の指針となるものです。

3 計画の期間

この計画の推進期間は2001(平成13)年から2010(平成22)年の10年間とします。ただし、計画の進捗状況、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

男女共同参画社会とは(男女共同参画社会基本法より)

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

1

国の動き

1975(昭和50)年、国際婦人年を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置しました。

1977(昭和52)年、憲法の定める両性の平等の原則及び「世界行動計画」に基づき「国内行動計画」を策定し、取り組むべき施策の指針を示してきました。

1985(昭和60)年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

第4回世界女性会議を受けて、1996(平成8)年「男女共同参画2000年プラン」を策定し、1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

それに基づいて、2000(平成12)年、「男女共同参画基本計画」を策定し、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会

2

熊本市の動き

1987(昭和62)年、女性行政の担当部署として、企画広報部内に「婦人生活課」を設置しました。

1990(平成2)年、女性問題を推進していくための拠点施設「総合婦人会館・カルチャーセンター」を開館し、同年に「第1回女性問題全国都市会議」を同館で開催しました。

1992(平成4)年「くまもと市女性プラン」を策定し、女性の地位向上を目指して施策を進めました。

1993(平成5)年、担当部署を「婦人生活課」から「女性政策課」へ、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へと改称しました。

1997(平成9)年、仕事と育児の両立を支援する「ファミリー・サポート・センター熊本」を開設しました。

1998(平成10)年、担当部署を「男女共生推進課」と改称しました。

1999(平成11)年、「男女共生推進課」「総合女性センター」を市民生活局社会生活部に移管しました。また同時にそれまでに経済振興局商工振興部雇用福祉課に属していた「勤労婦人センター」を男女共同参画社会を目指す拠点として、男女共生推進課に所属替えしました。

2000(平成12)年、「くまもと市女性プラン」の計画期間終了を受け、プラン改定のため「熊本市男女共同参画推進懇話会」を市長の諮問機関として設置しました。

2001(平成13)年2月、「熊本市男女共同参画推進懇話会」より、提言書「男女がかたりあい共に築く21世紀」が提出されました。

1 計画の目標

「一人ひとりが輝く、男女共同参画社会の形成」を目指します

2 基本理念

熊本市総合計画で掲げている施策の基本方針「一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築」の趣旨に沿い、
「人権の尊重」「男女の平等な参画」を基本理念とします。

3 計画策定の視点

～ 次の視点で策定しています ～

男女がかたりあい共に築く

熊本をはじめ九州の広い地域で使われる方言《かたる》は 話しあい 対話 のほか、 仲間になる 参画 も意味しますので、 対話 と 参画 の《かたりあい》こそが 変革 をつくりだすものです。

この「かたりあい」により、制度や慣習をはじめ生活のあらゆる局面に隠れている「*ジェンダー」、いいかえれば「男性優位のイデオロギー」を見抜いて、男女が互いの人権と人権を当たり前に尊重しあえる対等の関係と共同の社会づくりを目指します。

性暴力をなくす

女性に対する暴力は、女性の人権に直接関わる問題であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。その根絶に向けて意識啓発、相談体制、自立支援等の充実を図ります。

あらゆる分野での男女平等と共同参画

市民の半数を占める女性が、地域社会、職場など社会のあらゆる分野において男性と均等に参画してこそ、男女共同参画社会が実現されるといえます。政策・方針決定の場への女性の参画を進めるために*ポジティブ・アクションについて検討するとともに、女性自身が力をつけ、自ら行動を起こす力をつけるための支援を行い、機会の平等から実質的な平等へ歩みを進めることを目指します。

家庭・地域生活と働くことの両立

職場と家庭・地域社会の両面にわたって、権利としての休息や余暇・文化が保障され、「ゆとり」とバランスある市民生活が男女共同参画社会の基礎です。

*ジェンダー

「女らしさ、男らしさ」といった社会的・文化的側面から見た性別のこと

*ポジティブ・アクション

不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的少数派の人々に対し、教育や雇用の機会を一定の比率で優先的に取り扱う等の方策をとることにより、形式的な機会均等よりも、実質的な平等を目指すための特別措置。

そのためには、企業・行政の責任と努力や発想の転換、市民一人ひとりの生き方や価値観の問い直しを推進し、豊かで人間らしい家庭・地域生活の創造を支援するための条件整備を進めます。

行政と市民の知恵を引き出す協力体制

*NGOや*NPOの時代と呼ばれる今日、男女共同参画へ向けた取組を進める上で市民・グループの協力・共同を引き出すことが重要です。いろいろな分野で活動している市民・グループの持っている経験と知恵がいかせる取組を進めます。

*NGO

非政府組織。民間で設立される非営利の団体で平和、人権の擁護、環境保護、援助などの分野で活動。

*NPO

民間非営利組織。行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

基本方針

4

～ 本市の男女共同参画社会の実現に向けた方針は、次のとおりです ～

(1)人権の確立と男女平等の意識づくり

人権尊重、男女平等についての理解を深めるため、広報・啓発活動を進めます。

学校教育や社会教育などを通して、男女平等の教育を推進します。

男女平等に関する調査・研究や、情報の収集・提供に努めます。

*ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発を進めます。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)

直訳すると「家庭内の暴力」ですが、「親密な」関係における男性から女性への暴力。夫婦間のことは私的な問題とされる風潮や夫婦間の経済的な力関係により、表面化しにくかったのですが、今日では解決すべき深刻な問題として、平成13年4月には防止法も成立しました。

(2)あらゆる分野への男女共同参画

職場や地域社会などへ、女性が積極的に参画できるよう、能力開発や就労支援のための学習機会を拡充します。

女性の意見を社会に反映させるため、各種審議会、委員会などへの女性の登用を進めます。

市民活動の支援を行い、地域の男女共同参画を推進する人材を育成します。

女性の、仕事や家庭などに関する相談体制を充実し、解決に向けての支援を行います。

(3)男女の共生を支える社会的条件整備

市民が安心して、家庭生活と社会活動とを両立できるよう、子育てや介護に対する支援体制を整備します。

男性が家庭・地域活動に積極的に参加できるよう、仕事優先の生き方の見直しや就労条件の整備を促進します。

女性センターなど男女共同参画の拠点となる施設の機能を充実します。

国や県などはもとより、ボランティア団体やNPOとの連携を図り、市民の活力をいかにさせるような協力体制を推進します。

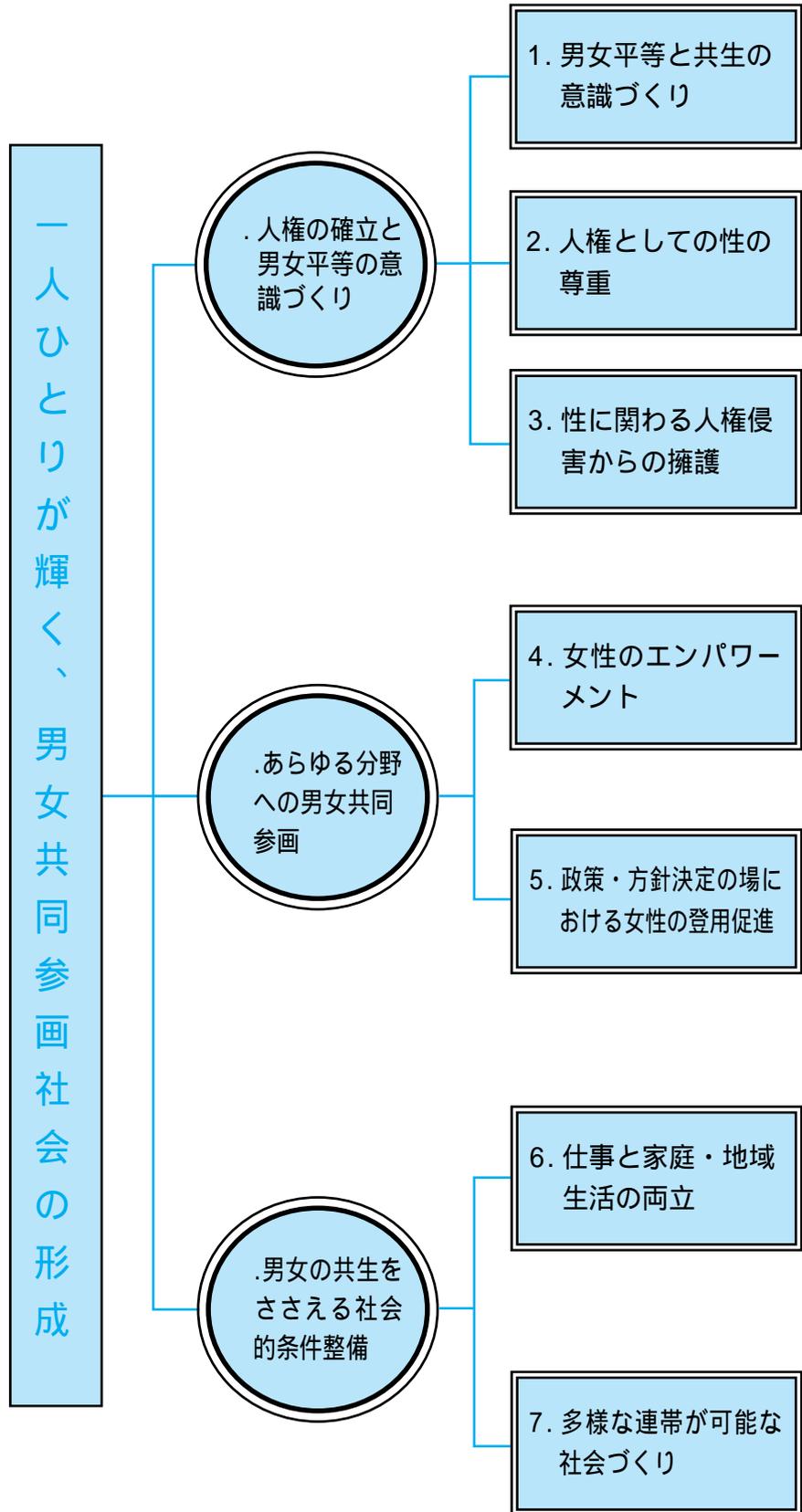
5 計画の体系図

基本目標に基づき、本市の男女共同参画社会を実現するための基本的施策を体系的に示します。

【計画の目標】

【3つの基本方針】

【7つの施策方針】



【17の取り組み】

1. 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

2. 生涯教育としての男女平等教育の推進

3. 性と出産に関する健康・自己決定への支援

4. すべてのライフステージをととした性に関する相談の充実

5. 性暴力(セクハラやDV等)の防止

6. メディアにおける人権尊重

7. 職業意識の向上と能力開発

8. 地域における男女共同参画

9. 活動拠点施設の充実

10. 審議会等への女性の参画促進

11. 職場における女性の積極的な登用と配置

12. 働きやすい就労環境の整備

13. 家庭における男女共同の浸透

14. 子育て・介護支援の充実

15. ひとり親家庭への支援

16. 市民間交流、市民と行政のパートナーシップの促進

17. 国内外の情報収集・提供と調査研究

方針と取り組み

「くまもと市男女共同参画プラン」は、当面の目標を二〇一〇（平成二二）年の一〇年間として捉え、「一人ひとりが輝く、男女共同参画社会の形成」を目指します。男女共同参画社会は、行政だけがどんなに取り組んでも実現するものではありません。市民一人ひとりがあらゆる場において自発的に実践していくことが大切です。まちづくりの主役である市民が、男女共同参画社会の実現に向けて自らの役割を認識し、責任を果たしながら取り組むことが必要であり、行政はこのような市民の取り組みを支援して行く必要があります。

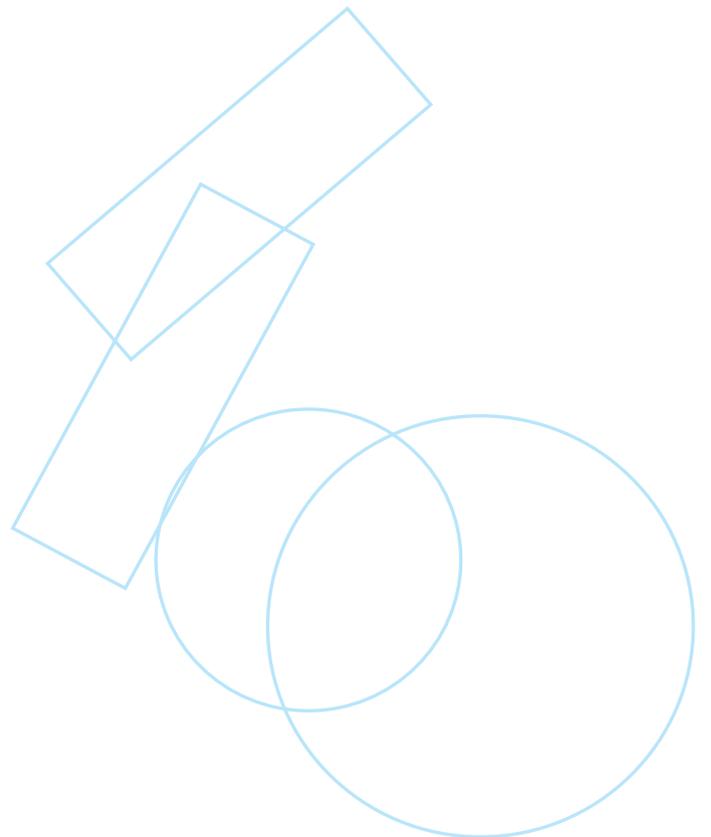
そこで、このプランでは、市民のみなさんも取り組んでいただきたいことも提示しています。

基本方針 I 人権の確立と男女平等の意識づくり

これまで、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みが進められ、男女の固定的な役割分担意識は徐々に弱まってきているものの、依然として「男は仕事、女は家庭」に代表される役割分担意識が、人々の意識や社会のさまざまな文化・慣行のシステムの中に根強く残っています。

このような役割分担意識は、女性や男性の行動を制約し、女性が主体的に生きるための多様な選択や能力発揮などの障害になっています。

女性も男性も一人ひとりが尊重され平等な立場であらゆる分野へ共に参画し、責任を担い、いきいきとした人生を送ることのできる社会、いわゆる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域社会といったあらゆる場において、女性も男性も性にとらわれることなく、人権の視点にたつて、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて意識啓発活動を進めます。



男女平等と共生の意識づくり

【現状と課題】

男女平等の阻害要因となっているのは、私たちを取り巻く社会制度や因習、何気ない日常的な慣行の中に根付いている、「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の固定的役割分担意識です。

近年の社会では、情報化、少子・高齢化などの急激な社会環境の変化や女性のライフスタイルの変化・多様化が進み、男女の固定的な役割分担意識を払拭して、新たな意識を形成して行かなければ適応することが難しい社会となっております。

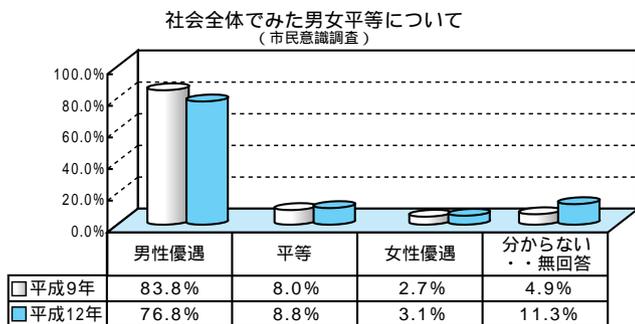
これからは、男女平等の視点に立って社会制度や慣行を見直し、男女の固定的役割分担意識にとらわれることなく活動できるようにすることが大切です。

幸いに、改正男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の施行に見られるように、男女が対等な立場で社会に参画し、共に責任を担って行く社会の実現に向けた取り組みが進み、市民の意識にも変化が見られ始めています。

さらには、意識や価値観というものは子どもの頃から、家庭や学校・地域社会で形成されるものなので、家庭では「男の子だから、女の子だから」というしつけなどを見直し、個性を伸ばせるよう配慮し、学校教育では人権尊重を基本に、男女平等の視点から教育を進めることが大切です。

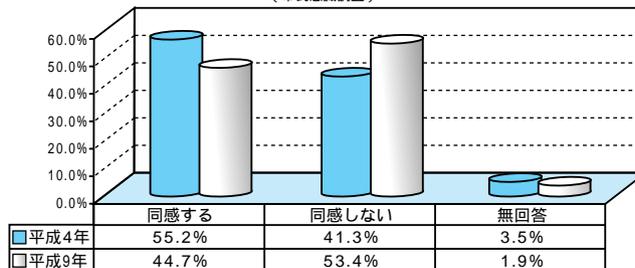
【グラフで見る市の状況】

市民意識調査によると、社会全体で見た場合の男女の平等感では、「男性の方が優遇されている」と認識する人が圧倒的に多く、平等であると認識する人はごくわずかとどまっています。



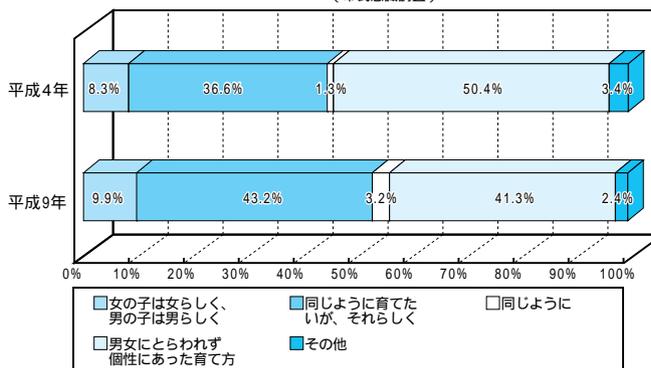
平成9年に実施した「市民意識調査」によると、市民の意識や価値観の中に「男が主、女が従」「男は仕事、女は家庭」といったさまざまな固定的役割観が残存しており、これが、男女共同参画社会の実現への取り組みを阻害する大きな要因となっています。

性別役割分業「男は仕事、女は家庭」に対する考え方
(市民意識調査)



平成9年の市民意識調査では、「同じように育てたいが、女の子らしく、または男らしく成長して欲しい」と考える人がもっとも多く、まだまだ、「それらしく育て欲しい」と願っている人が多いことが分かります。

子どもの育て方
(市民意識調査)



ある大学 ～昼休みのひとこま～

- A 「ねえ、『男女共同参画社会』ってことば知ってる？」
- B 「聞いたことはあるわ。でも何か舌をかみそうな言葉よね」
- C 「うちの大学に『女性学』って講座があるでしょ。その中で聞いたんだけど、法律もできて、国の21世紀における最重要課題らしいわよ。」
- B 「へえ、そうなんだあ。」
- A 「男女共同参画社会って、簡単に言えば男女平等な社会ってことでしょ。」
- C 「今でも『男だから』とか『女だから』って考え方は残っていると思うけど・・・」
- A 「そういう考え方は小さい頃からの環境によるものが大きいと思うわ。」
- B 「職場でも、家庭でも、男女の役割分担意識は根強い感じだよね。」
- A 「子育てなんて女性がするのが当然って意識だもんね。二人の子どもだから二人で協力して子育てすべきだよな。」
- C 「こういうのって男性の意識も変わらないとね。」
- B 「今から彼氏を教育しとかなきゃ・・・。」

自然な形で男女共同参画社会の実現を願って・・・



取り組み 1

男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

男女平等の視点にたった社会制度・慣行の見直しと改善を行政が率先して行うとともに、市民が、職場・家庭・地域・学校などあらゆる場で、主体的に改善していけるよう、セミナーや講座等を開催し支援します。

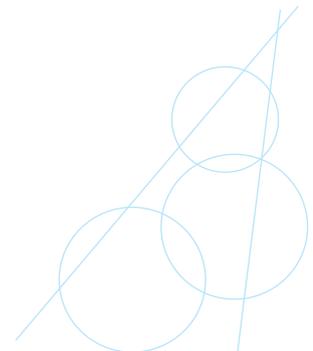
具体的取り組み	内 容
<p>1. 「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識の是正に努めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、人権推進総室、各公民館、人権教育指導室</p>	<p>性別役割分担意識の解消をテーマとした、講演会、各種講座、男女共生フォーラム、地域に出向いての出前講座等の実施</p> <p>強調週間を設定した啓発事業の充実</p> <p>各種広報媒体による広報・啓発の充実</p> <p>市民への情報提供の場、機会、手段の充実</p> <p>啓発のための資料作成</p> <p>各種講座へ派遣する講師リストの作成</p>
<p>2. 男女共同参画社会への施策を推進するうえで、その担い手の市職員一人ひとりの認識を深めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、人権推進総室、人権教育指導室、人事課、職員研修センター、管財課、職員厚生課</p>	<p>男女平等の視点を取り入れた職員研修の充実</p> <p>市職員に対する男女共同参画の意識調査</p> <p>女性職員のお茶くみ廃止に向けた検討</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
男女平等だと思う人の割合	8.8%	平成12	40%	平成22
男は仕事、女は家庭という考えに同感しない人の割合	53.4%	平成9	70%	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

- 身近な慣行や制度の中に、「男らしさ、女らしさ」とらわれたものがないか、注意しましょう
- 一人ひとりが家庭や地域社会にある性別による固定的役割分担をなくす意識を持ちましょう



取り組み 2

生涯教育としての男女平等教育の推進

男女平等の教育を学校・家庭・社会教育施設において推進するとともに、指導力を高めるための教職員研修の充実を図ります。また、男女平等の教育の充実に向けた条件整備や実践のための資料及び情報提供を進めます。

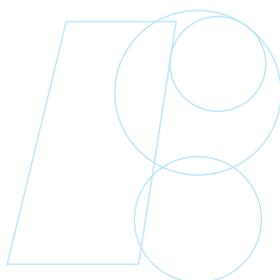
具体的取り組み	内 容
<p>1. 子どもの意識形成の基礎となる家庭や学校において男女平等の人権意識を養う教育を推進します</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、指導課、生涯学習課、各公民館、教育企画課</p>	<p>家庭における男女平等の教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の推進のための資料の作成と活用 ・家庭教育学級・講座の充実 <p>学校における男女平等の教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等や命の尊さについての教育の推進
<p>2. 学校の諸活動の中で、性別にとらわれない個性を尊重した男女平等の教育に努めます</p> <p>【関係課】 指導課、人権教育指導室、教職員課</p>	<p>学校運営での男女平等な役割配置</p> <p>学校教育関係者の男女平等の教育に関する研修の充実</p> <p>男女平等の視点に立った学校、学級運営</p> <p>混合名簿の推進</p> <p>男女平等の教育をすすめる教職員の研修プログラムの作成</p>
<p>3. 生涯学習の重要性の観点から講座等の充実を図り機会の提供を推進します</p> <p>【関係課】 各公民館、男女共生推進課、総合女性センター、生涯学習課</p>	<p>公民館等におけるライフステージに応じた男女平等の視点を入れた各種講座の開催促進</p> <p>男性を対象にした講座の実施と参加促進</p> <p>家庭教育に関する情報提供と相談の充実</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
小中学校混合名簿実施校数(何らかの形で)	56校	平成12	全小中学校	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 性別にとらわれず、自分の生き方を選択できるような子どもに育てましょう
2. 一人ひとりの人権を尊重し、男女平等意識を持つ市民を目指しましょう



人権としての性の尊重

【現状と課題】

妊娠や出産など、夫やパートナーの理解のもと女性が自分で決めることのできる権利を「*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と呼び、守らなければならない女性のこの権利について、これまで周囲の人々の理解や協力といった配慮が十分ではありませんでした。

女性は、妊娠、出産、更年期などの女性特有の問題を抱えていることから、男性と異なるさまざまな健康の維持・管理を生涯続けて行かなければなりません。そこでこれからは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を社会全体に啓発し、その視点に立って、女性の健康づくりを支援していく必要があります。

一方、雑誌やインターネットに氾濫する性情報、女性を非人格化・商品化する性産業の乱立など、性の商品化が著しい現代、子どもや青少年を取り巻く環境は、その賢明な意思決定や行動選択を惑わし、豊かな人間形成を阻んでいます。また、10代の望まない妊娠・中絶、性感染症やHIV感染をはじめ、恋愛や結婚における性の悩みも多様化しており、ひとりで悩んだり誤った情報に流されたりという状況が見受けられます。

そこで、性教育を通しての両性の尊重と理解、命の尊厳に根ざした価値観と行動様式、一人ひとりの性的自己決定能力をはぐくむ支援を充実させる必要があるとともに、気軽に相談（カウンセリング）できる体制の充実を図る必要があります。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年の国際人口開発会議において提唱された考え方で、今日、重要な女性の人権の一つとして認識され、安全な性生活を営み、子どもを何時、何人産むか、また産まないかなど当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視するといった自分の健康を守る権利。

仲良しティーンエイジャーの会話

A子「私、将来、仕事のできる女性になって、すてきな恋愛や結婚して、仕事をしながら子育てして、きれいなおばさま、幸せなおばあちゃんになりたいな・・・。」

B子「あなた、夢と希望にあふれているわね。でもね、恋愛や結婚は、女性にとって危険がいっぱいなよ。恋人や夫から暴力を振るわれたとか、思いがけない妊娠で大慌てしたとか、性感染症も増えているって言うし・・・。」

A子「恋愛や結婚するときは、考えなきゃならないことがたくさんあるのね。」

B子「大人はね、体のことや性のことを聞くと恥ずかしがって教えてくれないでしょ。」

A子「そうね。子ども扱いするし・・・。あたり前に教えてくれたらいいのに・・・。」

B子「ちゃんとした知識と情報が欲しいわね。」

A子「子どもの頃から正しく学ばお互いを大切にすることが育つ気がすると思うわ。」

B子「すてきな恋愛をするためには、お互いを理解して認め合うことが一番よね。」

A子「そうね。」

～ すてきな恋愛ができますように ～



取り組み3

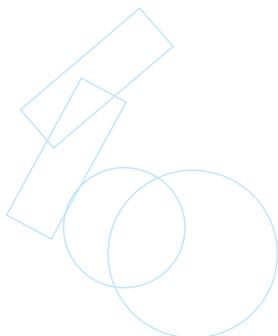
性と出産に関する健康・自己決定への支援

女性の健康と母性保護について、現状を調査し問題点と課題を明らかにし、家庭、職場、地域社会に対して、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を理解し尊重する意識の啓発を強化する。また、女性が心身ともに健康を維持し、性と妊娠・出産・子育てができるよう環境の整備に努めます。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 女性の健康と母性保護についての現状把握のための調査を行い、施策に反映させます</p> <p>【関係課】 健康福祉政策課</p>	<p>健康くまもと21の策定および推進</p>
<p>2. 女性の性的自己決定が尊重されるよう社会全体へ啓発します</p> <p>【関係課】 各保健福祉センター、男女共生推進課、総合女性センター</p>	<p>家庭、地域社会、職場等の社会全体へリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習機会の充実</p>
<p>3. 女性の健康の自己管理ができるような研修や相談体制を確立します</p> <p>【関係課】 各保健福祉センター、総合女性センター、商工課</p>	<p>健康管理意識を高める啓発</p> <p>妊娠、出産、育児期の女性の健康事業の推進</p> <p>女性の健康診査等の推進</p> <p>女性の保健衛生に関する指導、相談体制の充実</p> <p>企業への労働基準法の母性保護についての啓発</p>

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 自分の体のことをよく知り、大切にしましょう
2. 男性はパートナーの体のことをもっとよく理解する意識を持ちましょう



取り組み4

すべてのライフステージにおける性に関する相談の充実

性に関わるさまざまな不安や悩み・問題に対して、生理的・心理的・社会的側面から援助できる、相談・カウンセリング体制の充実に努めるとともに、性に関する正しい知識、豊かな生き方と性など、学校・家庭・社会のあらゆる場で考えることのできるような学習と教育の機会を広げます。

具体的取り組み	内 容
<p>1. お互いの性と人格を尊重する意識と一人ひとりの性的自己決定能力を育む教育や相談体制を推進します</p> <p>【関係課】 健康教育課、感染症対策課、各保健福祉センター、教育センター、青少年育成課、総合女性センター</p>	<p>学校教育における性に関する相談の充実</p> <p>エイズ・性感染症対策の推進</p> <p>性に関する学習機会の提供</p> <p>性に関する各種相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務のPR強化 ・相談しやすい窓口の環境や体制づくり ・相談員の質的向上のための研修の充実 <p>思春期の悩みに関する相談の充実</p> <p>青少年の性に起因するさまざまな悩みについての相談機関の充実</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
高校・専門学校における性に関する学習会の開催校数	13校	平成12	全高校・専門学校	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 男性も女性も性に関する正しい知識を持ちましょう
2. ひとりで悩まず、躊躇しないで進んで相談しましょう

施策方針
3

性に関わる人権侵害からの擁護

【現状と課題】

近年、性に関する人権侵害として、「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」「*ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)」「ストーカー(つきまとい)行為」など「女性に対する暴力」が新たな社会問題として浮かび上がってきています。

これらの問題は、女性の尊厳を傷つける重大な人権侵害であることは言うまでもありませんが、相談に抵抗を持つ人が多く、問題が潜在化する傾向があります。

また、マスメディアにおける女性の人権について論議され始めました。たとえば、商品のコマーシャルに当たり前のように多用される若い女性の水着姿や男女の固定的な役割分担を連想させる内容などです。

このような人権侵害の被害者の多数は女性で、背景には構造的な男性優位の社会があります。女性差別を許さない社会を実現するためには、女性問題は人権問題であるという認識を市民一人ひとりが持つとともに、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどあらゆる暴力の根絶に向け、その防止と被害者保護の両面からの適切な対応が必要です。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)

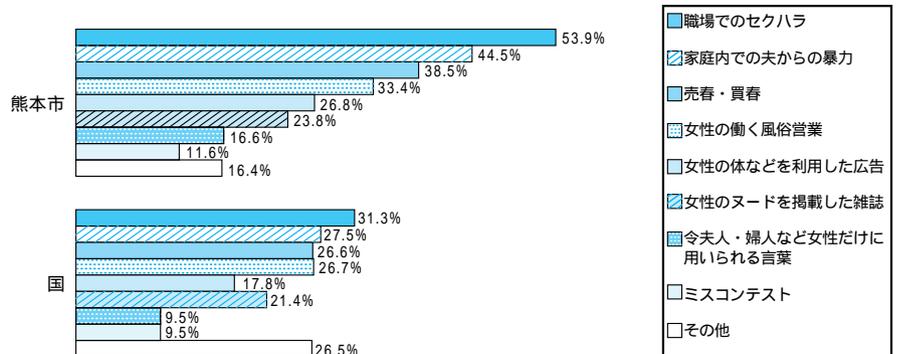
P4参照

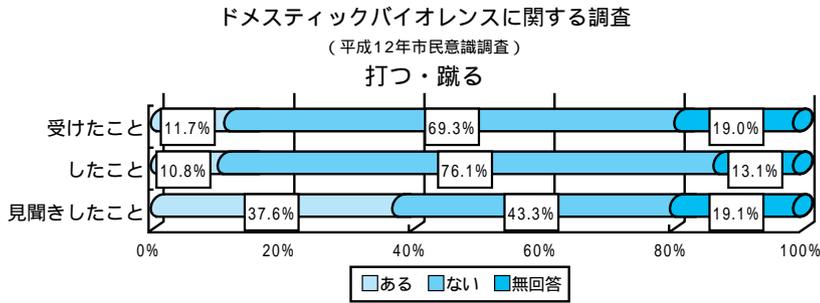
【グラフで見る市の状況】

平成9年の市民意識調査において、「女性の人権が尊重されていないと感じること」の問いに対して、「職場でのセクシュアル・ハラスメント」(53.9% 国31.3%)、次に「家庭での夫からの暴力」(44.5% 国27.5%)でした。また、平成12年のドメスティック・バイオレンスの調査で「打つ・蹴る」の被害を受けたことが11.7%でした。これは8.5人に1人という割合で、男女間の人権侵害と暴力の問題は、深刻であることが推測できます。

女性の人権が尊重されていないと感じること

(平成9年市民意識調査、国の調査は平成12年)





200?年ある日のこと

- A 「はい。こちら熊本女性ヘルプラインです。」
 B 「あの・・・夫が私をぶったり蹴ったり・・・最近とてもひどくなって・・・外では温厚でよく気の付く人で通っていて、私の話を誰も信じてくれそうにないんです。もうどうしていいかわからなくて・・・」
 A 「つらいですね。すぐにも近くの 支援センターにいらしてください。相談員がお話をおきします。無料で、法律相談や健康診断も受けられますし、あなたの身を守るシェルターもあります。」
 B 「私は、そこまで望んでいません。夫はやさしい時もあるし、悪いのは私で、私さえもっと努力すれば済む事かも・・・」
 A 「ぎりぎりのところなんですよ。だからこそ思い切って電話をされたんですよ。暴力のない安らぐ生活に戻るために一緒に考えましょう。今日来ていただけますか？」
 B 「午後だったら・・・」

～ こんなやり取りができる日が早くやってきますように～



*シェルター

女性のための緊急一時避難所。夫や親しい男性などから暴力を受けた女性のための避難所。

取り組み5

性暴力(セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等)の防止

女性に対する種々の暴力に対応する相談体制の充実や救済システムづくり、たとえば被害者の保護と自立支援のための民間*シェルターの支援、関係機関のネットワーク化の推進、企業に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報と啓発、一般市民への性暴力の問題と解決についての情報提供などの取り組みを進めます。

具体的取り組み	内 容
<p>1. セクシュアル・ハラスメントの概念の周知に努めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、人権推進総室、人権教育指導室、人事課、商工課</p>	<p>防止に向けた広報、啓発の推進</p> <p>職場・地域・学校における防止に向けた取り組みの推進</p> <p>事業主を対象とした研修会等での周知</p>
<p>2. ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する相談体制の充実と支援を行います</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター、地域保健福祉課(福祉総合相談室)</p>	<p>防止へ向けた啓発・広報</p> <p>被害女性への相談体制の充実と関係機関との連携の強化</p> <p>被害女性への保護のためのシェルターに関する調査・研究と設置に向けた検討</p> <p>緊急対応マニュアルの作成</p> <p>被害女性への心のケアと自立支援の充実</p>
<p>3. ドメスティック・バイオレンスの加害者に対して再発防止に向けた対策を進めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター、地域保健福祉課(福祉総合相談室)</p>	<p>予防に向けた取り組みの実施</p> <p>加害者への指導の充実へ向けた関係機関との連携</p>
<p>4. 性によるあらゆる人権侵害に対する相談体制の充実に努めます</p> <p>【関係課】 総合女性センター、地域保健福祉課(福祉総合相談室)</p>	<p>相談しやすい窓口体制の整備</p> <p>相談員研修の充実</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
DVに関して公的機関に相談した人の割合	2.7%	平成12	20%	平成22
DVに関して誰にも相談しなかった人の割合	46.2%	平成12	20%	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. しかたがないとあきらめないで、解決する方法を一緒に見つけましょう
2. 日ごろ何気ない言動が相手を傷つけていないかチェックしましょう

取り組み6

メディアにおける人権尊重

メディア表現について、情報の受け手として流されることなく、人権と男女平等、*社会的性別（ジェンダー）の視点から発信し、考え合う機会の提供やメディアに対する働きかけを行うとともに、*メディア・リテラシー（メディアの発信する情報や表現方法について、主体的・批判的に読み解く能力）を身に付けられるように、セミナーを実施し、市民の自主的サークルを支援します。

具体的取り組み	内 容
1. 市の刊行物等が男女平等の視点を持って作成されるようマニュアルづくりや啓発を行います 【関係課】 男女共生推進課、広報課、人権推進総室	市広報、出版物等について男女平等の視点から内容・表現の指針作成と活用
2. メディアの検証及び性の商品化や暴力表現の是正に向けて取り組みます 【関係課】 総合女性センター、人権推進総室、広報課	多様なメディアによる性の商品化など性の問題に対するチェック機能の充実 人権尊重への配慮等理解と協力の働きかけ
3. メディアを上手に使いこなして役立てる能力を育てます 【関係課】 総合女性センター、広報課	メディア・リテラシーについての普及・啓発・学習機会の提供 市民活動グループとメディア業界の情報交換の機会及び場の提供

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. メディア情報に敏感になりましょう
2. メディア情報を読み解く力や使いこなす力をつけましょう

*社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー / gender）はそれぞれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*メディア・リテラシー

メディア内容を解説・活用する能力とメディアを使って表現する能力のこと。メディアの内容をただ受け止めるのではなく、情報を積極的に解釈したり、背景を見極めたりすることが必要。

基本方針 II あらゆる分野への男女共同参画

豊かで平和な男女共同参画社会を目指すためには、家庭・地域・職場などで男女が共に責任をもち、対等な立場で参画していくことが大切です。

しかし、これまでは政策・方針決定の場への女性の参画が不十分なのが現状です。誰もが生きがいに満ちた暮らしができるまちづくりは、男女の視点がいかされてこそ、真の住み良いまちづくりであるといえます。今後、女性が知識と経験を生かし、リーダーとしても活躍できるようにしていくとともに、男女が対等なパートナーとして政策・方針決定の場に参画し、共に責任を担って行くことがますます必要になってきています。

本市では、「ひとにやさしく、地球にやさしい」を基本理念として、日々の暮らしの中で、しあわせを実感できるまちづくりを進めるために、あらゆる分野における男女共同参画を進めます。

～ チャレンジ ～

息子「母さん。浮かない顔してどうしたんだよ。」

母「実はね今。社内で新企画のチーム主任を募集しているんだけど、どうしようか迷っているのよ。」

息子「チャンスじゃないか！母さんは仕事や自分のために色々な研修会や働く女性のネットワークにも積極的に参加していたし。」

母「でもね。私を含めて女性は、急に人の先に立つのは慣れていないので不安なのよ。仲間の女性達はどうせ選ばれないし、やる自信も無いって言っているわ。」

息子「やる前からあきらめちゃだめだよ。同じゼミの女の子達はすごいよ。女子の就職難は先輩からさんざん聞かされているから、能力開発の研修へ参加したり、職場を調査探訪したりして頑張ってるよ。」

母「今の若い人たちって、そんなに頑張ってるの。」

息子「そうだよ。母さんのような大先輩がそんな風じゃ、これからの可能性を信じている若い彼女達は希望なくしちゃうよ。」

母「そうね。あなたに励まされて勇気百倍、頑張ってみるわ。」

息子「そうだよ。その意気だよ。」

母「そうと決まれば、これから忙しくなるからあなたにも協力してもらわなくちゃ。明日からのお弁当づくりお願いね」

息子「……………」

女性が力をつけ、はじめての一步を踏み出し活躍できますように



女性のエンパワーメント*

【現状と課題】

女性の高学歴化が進む中、しっかりとした職業意識を持つ女性たちも増えてきていますが、女性の能力や可能性を男性より低く見る傾向がまだまだ残っています。それが、職場における不当な扱い、たとえば、男性の補助的な役割、女性の能力の育成や登用に対して消極的な傾向を生んでいます。女だから"できない""向いていない"といったものは本来のものではなく、ほとんどが歴史的・社会的につくられたものです。とりわけ戦後の高度経済成長期に強化された"男は仕事、女は家庭"という男女の固定的な役割分担に由来しています。

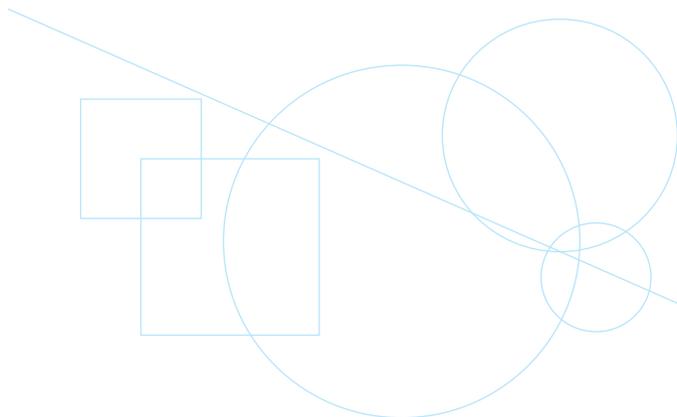
このような男女の固定的役割分担を解消するためには、男性の意識改革はもちろんのこと、女性が自ら力と自信をつけ(エンパワーメント)、自分の考えと表現力を持って積極的に社会参加するなど、女性自身が職業における意欲と能力の向上を図ることが必要です。

また、地域社会においても、その活動を実際に担っているのは、自治会や子ども会・PTAなどに見られるように一部の男性と多くの女性ですが、組織のリーダーには歴代、男性が就任しているケースが多くみられます。

地域社会は、個人や家庭だけではカバーできない安全・福祉・文化・教育などの問題を、人々が支えあって共同で取り組んでいく大切な役割を持っています。今後は女性の視点を生かし、男女が気軽に参加して助け合う新しいコミュニティづくりが必要になっています。

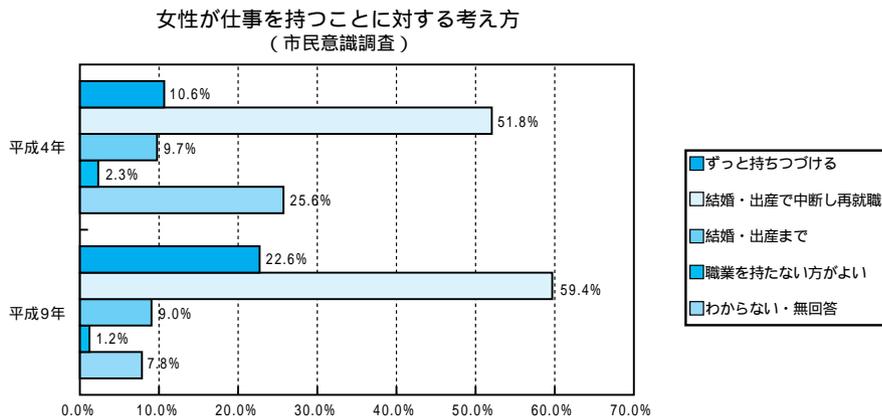
*エンパワーメント

女性の能力の開発と発揮。女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できるよう実力をつけようとする概念。

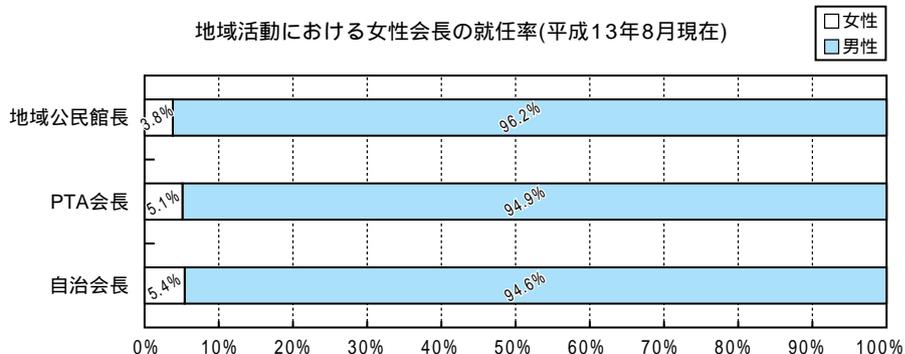


【グラフで見る市の状況】

女性が職業をもつことについては、平成4年と平成9年を比較すると、「ずっと職業を持つほうが良い」と考える人が12ポイント増加しましたが、「結婚・育児で中断し、再就職するほうが良い」と考える人も7.6ポイント増加しており、男女ともに育児は女性が担うものという固定的役割分担意識が残っています。



地域活動を実際担っているのは、一部の男性と多くの女性ですが、その組織のリーダーは男性がほとんどで女性の就任はわずかとなっています。



取り組み 7

職業意識の向上と能力開発

女性の幅広い社会参画に道を開くために起業家や女性のパワーを引き出す能力開発トレーニングなどを実施します。また、働く女性たちの交流を呼びかけ、交流機会の場の提供やネットワーク化を支援します。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 女性が経済的に自立し自己実現するための支援を行います</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター、商工課</p>	<p>女性が働くことを支援する情報の提供</p> <p>再雇用制度導入に向けての啓発</p> <p>他機関で開催される能力開発講座等の学習機会の情報提供</p> <p>就労に役立つ知識の学習機会の提供</p> <p>働く女性に労働関係知識等を提供する講座の開催</p> <p>女性起業家支援の充実</p>
<p>2. 女性が力と自信をつけ、自分の考えと表現力をもって積極的に社会参加できるような支援に努めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター</p>	<p>各種学習会の開催と学習会のための情報提供の充実</p> <p>女性の能力開発トレーニングの開催</p> <p>女性人材の発掘の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材リストの充実・活用促進 ・人材バンクシステムの構築
<p>3. 男女の固定的性別役割分担意識にとらわれない進路指導や職業観を持つことについて推進します</p> <p>【関係課】 教職員課、人権教育指導室</p>	<p>進路指導への女性教職員の登用</p> <p>男女平等の視点に立った進路指導に関する教職員研修の充実</p>
<p>4. 各分野で働いている女性の交流機会や場の提供を進めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター</p>	<p>働く女性、女性起業家、地域・民間団体等の情報提供の充実</p> <p>交流の場の提供</p> <p>働く女性のネットワーク化支援</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
女性人材リストの登録者数	169人	平成12	300人	平成22
女性が働きづける方が良いと考える人の割合	22.6%	平成9	40%	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. エンパワーメントのための学習機会の場へ積極的に参加しましょう
2. 男らしさ女らしさにとらわれず、自由な発想でいろんなことにチャレンジしましょう

取り組み 8

地域における男女共同参画

男性の家庭責任や女性の地域リーダーへの就任などを推進し、男女が対等なパートナーとしていきいきと生活するために、家庭や地域社会においても男女共同参画を進めていきます。

*男女共同参画地域推進員制度

地域で草の根的に男女共同参画に関する問題等の広報、啓発を行い、地域と行政とのパイプ役的な役割を果たす制度

具体的取り組み	内 容
<p>1. 地域の核となる人材を養成します</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、地域づくり推進課、学務課</p>	<p>地域で男女共同参画を進めるリーダーの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画地域推進員制度の創設等 <p>地域活動の拠点としての学校の活用の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進サポーターの「総合学習」や「体験学習」への活用
<p>2. 地域活動への女性の参画促進のため女性にリーダーシップ、責任を担う力をつけてもらう施策を推進します</p> <p>【関係課】 地域づくり推進課、男女共生推進課、総合女性センター、生涯学習課、各公民館</p>	<p>地域社会における慣習・慣行の見直しの取組</p> <p>自治会、まちづくり委員会、PTA等地域活動における男女共同参画の促進</p> <p>女性人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、まちづくり委員会、PTA等地域活動 <p>活躍している女性の活動事例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共生を推進している地域・NPO・市民グループ等の紹介
<p>3. 市職員が積極的に地域に関わるように進めます</p> <p>【関係課】 人事課、地域づくり推進課</p>	<p>初任段階での地域施設への配置</p> <p>一市民としての地域活動への奨励</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
自治会における女性会長の就任率	5.4%	平成13	10%	平成22
男女共同参画地域推進員数	0	平成12	全てのまちづくり委員会に設置	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 地域・社会活動に積極的に参加し、いろんな場で自分の意見を言いましょ
2. 地域活動において、女性の能力を活用するための機会や場づくりを進めましょ

取り組み 9

活動拠点施設の充実

新しい共同参画プランを推進するため、市民とともに総合女性センターをはじめとする活動拠点施設の充実を進めます。

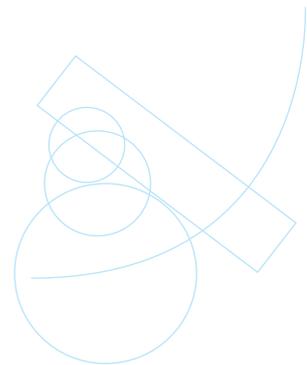
具体的取り組み	内 容
<p>1. 男女共同参画に向け学習、交流、情報の収集・提供、自主活動の中心となるようセンターの充実を更に進めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター</p>	<p>市民、グループが気軽に交流しやすい環境整備</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた運営体制の強化</p> <p>情報化への充実・情報資料室の充実と活用PR ・インターネット等を活用した情報提供の検討等</p> <p>男女が気軽に参加できるような名称変更の検討</p>
<p>2. 市民とともに推進していく体制づくりを進めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター</p>	<p>市民グループの育成・支援 ・市民グループのネットワーク化と交流の場の提供</p> <p>女性行政に関する情報収集のネットワークづくり</p> <p>女性問題の研究調査</p> <p>男女共同参画社会の実現に取り組む自主グループへの活動場所の提供充実</p>
<p>3. 地域において男女共同参画を進めるための施設の充実を進めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、地域づくり推進課、生涯学習課、各公民館、教育企画課、各保健福祉センター</p>	<p>公民館等生涯学習活動拠点施設の整備</p> <p>地域教育情報ネットワークシステムの開設</p> <p>地域コミュニティセンターの整備及び活用の促進</p> <p>市民グループの活動支援</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
女性センターにおける情報提供利用者数(件数)	2,510人(5,767件)	平成12	5,000人(10,000件)	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 総合女性センターや公民館等の講座に積極的に参加しましょう
2. 利用しやすい施設になるようみんなで話し合いましょう



施策方針
5

政策・方針決定の場における女性の登用促進

【現状と課題】

あらゆる分野の政策・方針決定に男女双方の意見が反映されることが求められていますが、女性の参画が少なく、女性の視点からの意見が施策に反映されていないのが実情です。本市の各種審議会・委員会への女性の登用率は、10年前と比較すると約2倍になりましたが、それでも委員全体の4分の1であり、女性の参加部門に偏りもありまだ十分とは言えません。また、市議会・公的機関・民間企業の管理・監督者のなかで女性の占める割合も非常に少ないのが現状です。

全ての市民が、心豊かに生き生きと暮らすことができる社会をつくるためには、国や地方公共団体はもちろん、企業や民間団体などあらゆる分野において、政策・方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、男女双方の意見を施策に反映させ、共に責任を担って行くことが大切です。

また、1999年4月、*改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、育児・介護休業法が施行され、女性の能力活用は今後最も重要な戦略の一つと考えられているにもかかわらず、女性が職場で活躍しにくい状況や慣行がまだまだ残っています。

女性の働く機会を広げ積極的に登用することは、男女ともに仕事と家庭生活の両立を可能にする働き方を目指すもので、子育てや介護が、勤労者や職場にとってマイナス要因となるどころか、むしろプラスとなるようにすることが必要です。

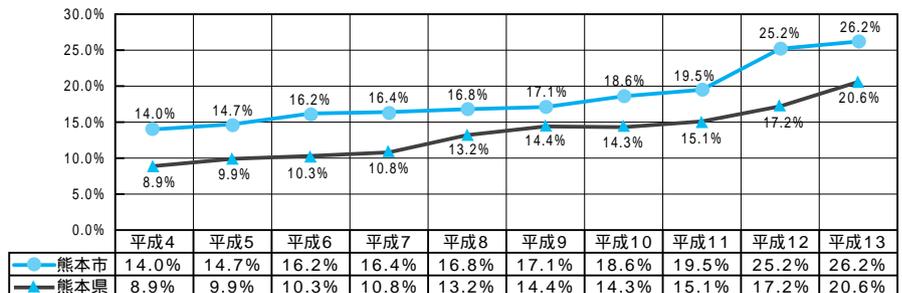
*改正男女雇用機会均等法

1999年4月に施行。主な改正点は 男女の均等な扱いが努力規定であった募集・採用・配置・昇進について、女性に対する差別が禁上規定となった。調停制度について一方申請の場合の他方当事業の同意要件を廃上、均等確保のために事業主の講ずる措置に対して国が援助 セクハラ防止に関する配慮義務 差別禁止規定に違反している事業主が厚生労働大臣の勧告に従わないときに企業名を公表するなど

【グラフで見る市の状況】

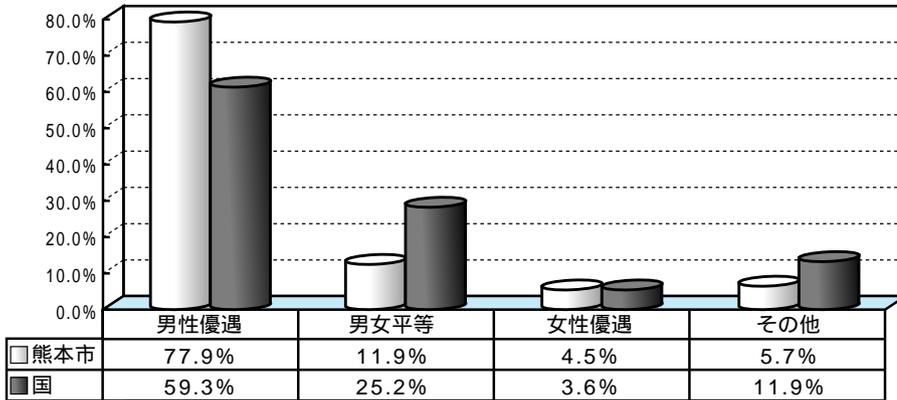
本市の審議会等における女性委員の登用状況をみると、「くまもと市女性プラン」を策定した平成4年の登用率は14.0%でしたが、平成13年には26.2%に増加しました。しかし、市が目標とした値の30%とはまだ隔たりがあります。

審議会等における女性の登用状況



平成9年の市民意識調査による職場での男女の地位の平等については、男性優遇と答えた人が約8割と高く、男女平等と答えた人は約1割で極めて低い状況にあります。国の調査結果と比較すると、男性優遇が18.6ポイント高く、男女平等が13.3ポイント低いという状況で、本市の調査結果は国と比べてかなり低いと言えます。

職場での男女の地位の平等について
(平成9年市民意識調査)



～ある日曜日のこと～

妻「この間、子(娘)が、母さんの工場に管理職の女性っているのって聞くから、いないわよって答えたら、遅れてるねって言われたわ。うちの工場の場合、昔から男性が管理職になるのが当たり前と考えられている職場だから。あなたの会社はどう？」

夫「そうだなあ。女性の管理職は数人いるけど。なかなか大変そうだよ。」

妻「この間、課長になった幼なじみの子が、子どもと触れ合う時間がいいよよ短くなったって嘆いていたわ。」

夫「まだまだ、会社の方針や働き方を決めるのは男がほとんどだからね。」

妻「そうね。でも女性の社会進出が進んでいるんだから、女性の管理職がもっと増えて働きやすくなるように意見を言って欲しいわ。男性も聞く耳を持って欲しいわ。」

夫「そうだね。そういう場にもっと女性を進出させて、意見を聞くべきなんだろうね。僕個人としてはちょっと脅威だけど。」

妻「女性の力を多少は認めるってこと？私もしり込みせずに行動できるようにしておかなくっちゃ・・・。」

もっと女性の社会参画が進みますように・・・



取り組み 10

審議会等への女性の参画促進

女性があらゆる分野に参画することの重要性について、広く市民に啓発するとともに、審議会・委員会等における女性委員の登用比率目標を定めその達成に努めていきます。また、民間企業や民間団体等に対してもさまざまな形で女性の参画について広く協力を要請していきます。

*ポジティブ・アクション

不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的少数派の人々に対し、教育や雇用の機会を一定の比率で優先的に取り扱う等の方策をとることにより、形式的な機会均等よりも、実質的な平等を目指すための特別措置。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 団体、地域等における女性の政策・方針決定の場への参画を支援します</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、商工課</p>	<p>団体、地域等への女性の登用に向けた啓発</p> <p>*ポジティブアクションの周知と導入への促進</p> <p>あらゆる分野での女性の登用目標値設定の啓発</p>
<p>2. 市政へ女性の参画機会を提供します</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、企画課、市民交流サロン</p>	<p>審議会等委員の女性公募枠設定への検討</p> <p>市政懇談会等への女性の参画機会提供の充実</p>
<p>3. 教育現場への女性の登用を促進します</p> <p>【関係課】 教職員課、生涯学習課</p>	<p>学校運営における女性管理職の登用促進</p> <p>社会教育主事への女性登用の促進</p>
<p>4. 市の審議会等へ男女の一方が偏らない登用を促進します</p> <p>【関係課】 男女共生推進課</p>	<p>審議会等委員が男女の一方に偏らない登用を関係各課へ協力要請</p> <p>女性委員の登用状況調査</p> <p>女性人材の発掘</p> <p>女性人材リストへの登録促進と積極的活用の推進</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
審議会・委員会への女性委員の登用率	25.2%	平成12	40%	平成22
女性委員公募枠制度をとっている審議会数	新規調査			

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 女性は自信をもって、政策・方針決定の場に積極的に参画し意見を述べましょう
2. 男性は女性の意見をしっかり聞く意識を持ちましょう

取り組み 11

職場における女性の積極的な登用と配置

女性が出産や育児によって差別されたり、その能力活用機会を狭められることの無いような雇用環境や人事考課制度を企業に対して要請していきます。

また、農業・商工業など自営業に従事する女性の主体性や担い手としての位置付けを正しく認識し、評価するとともに、方針決定の場への女性の進出と参画を促進します。さらに、市においては、有能な女性職員の積極的な登用と職域拡大に努めます。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 女性に対する正当な能力評価と男女平等の正しい認識がなされるよう事業主への啓発に努め、女性の登用についても積極的に働きかけます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、商工課</p>	<p>企業の現状調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員登用状況 ・育児・介護休業取得状況等 ・働く女性の実態と意識調査 <p>働く女性に対する正しい評価と配置の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主への女性の能力活用と登用の働きかけ ・職場向けの啓発冊子の作成・配布 ・企業内研修の推進、情報誌の活用 <p>企業における女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業への女性管理職登用についての働きかけ ・ポジティブアクションの周知と促進 <p>女性経営者のネットワーク化の支援</p> <p>女性の積極的登用企業の表彰制度創設の検討</p>
<p>2. 多様な働き方への支援を行います</p> <p>【関係課】 経済企画課、勤労婦人センター</p>	<p>*SOHOなど新しい働き方への支援</p> <p>在宅ワーク等新しい働き方の促進</p>
<p>3. 農業・商工業など自営業で働く女性の育成や社会参画を支援します</p> <p>【関係課】 農業経営課、商工課、男女共生推進課</p>	<p>女性の意識改革、地位向上に向けた啓発の促進</p> <p>農業・商工業など自営業関連組織への女性の登用促進</p> <p>農業アドバイザーへの女性の登用促進</p> <p>経営管理能力の向上に向けた学習機会の提供</p> <p>視察研修制度の創設</p> <p>直販開設等に向けた起業家への支援検討</p> <p>交流活動やネットワークづくりへの支援</p>
<p>4. 市女性職員の積極的登用に努めます。</p> <p>【関係課】 人事課、職員研修センター</p>	<p>市女性職員の職域拡大と管理職等への登用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の職域拡大に向けた積極的な検討 ・女性職員の各種研修会への参加促進 ・女性職員の管理職等への積極的登用

*SOHO

Small Office Home Officeの略。情報通信技術を利用して事業活動を行っている従業員10名以下程度の規模の事業者のこと

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
本市の企業における女性管理職の登用状況	新規調査			
市女性職員の管理職への登用率	12.2%	平成12	20%	平成22
女性農業者の起業家事例数	0	平成12	10事例	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 女性も自らの能力を高め、何事にもチャレンジする意識を持ちましょう
2. 埋もれている女性の能力の活用を促進しましょう

基本方針 Ⅲ 男女の共生をささえる社会的条件整備

*男女共同参画社会基本法

1999年6月に成立、男女が人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律。

*男女共同参画社会基本法や改正男女雇用機会均等法などの制定により、女性が働きやすい条件づくりは整いつつありますが、雇用・待遇・昇進等に関する格差は依然として見受けられます。

働く場における男女平等を進めるためには、この格差を是正する施策がますます必要となっています。

21世紀を迎え、女性の社会参画が進むだけでなく、男性の家事・地域社会への参画も同時に進んで行くものと思われます。そこで、男女共同参画社会の実現に向けて、職業と家庭・地域生活を両立して一人ひとりが自分にあった生き方を選択できる環境をつくる必要があります。

～サークル仲間での会話～

A「どうしたの？すごく疲れているみたい」

B「近いとはいえ、娘の子どもの世話や家事で毎日バタバタ。娘も娘の夫も残業が多くてまともに育児も家事もできないのよ。」

A「育児休暇はとれないの？」

B「娘はやりがいのある仕事だというけど、人手不足で忙しい職場だから、とりにくいし、復帰しても元の仕事はさせてもらえないらしいのよ。」

A「もっと家庭にやさしい企業が増えて欲しいわね。この間新聞でみたけどこれからの優良企業は*ファミリー・フレンドリー企業」といわれているらしいわよ。」

B「ファミリー・フレンドリー企業って。どんな企業？」

A「家庭と仕事の両立ができるような取り組みをしている企業だってよ。」

B「そうなの。もっとそんな企業が増えて欲しいわね。」

もっと家庭にやさしい社会になりますように・・・

*ファミリー・フレンドリー企業

仕事と教育・介護とかが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行っている企業



仕事と家庭・地域生活の両立

【現状と課題】

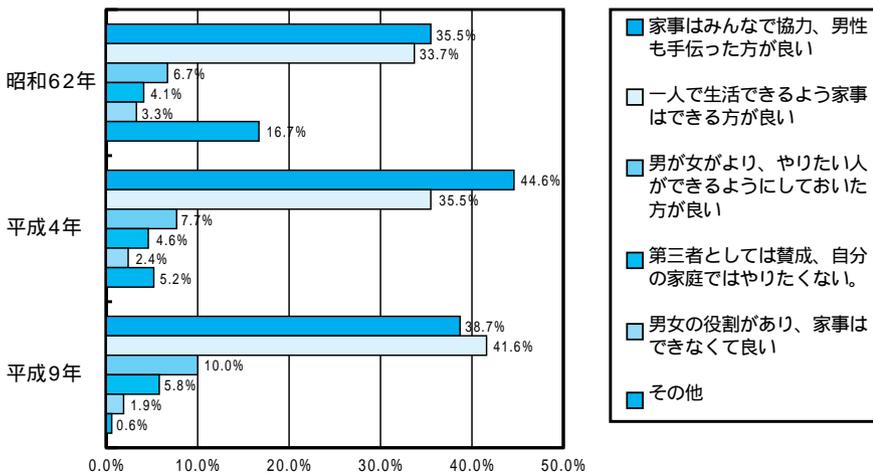
「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識により、家事や育児・介護などは女性が担うのが当たり前と考えられがちで、そのことが女性が働きつづけるうえで大きな障害となっています。

そこで、男女がともに責任を担い、特に育児や介護については、社会全体で支援し、その負担を分かち合っていく必要があります。また、働く男女がともに家庭責任を果たし、仕事と家庭生活の両立が図られ、ゆとりある生活と安心して働くことができる環境整備が必要です。

【グラフで見る市の状況】

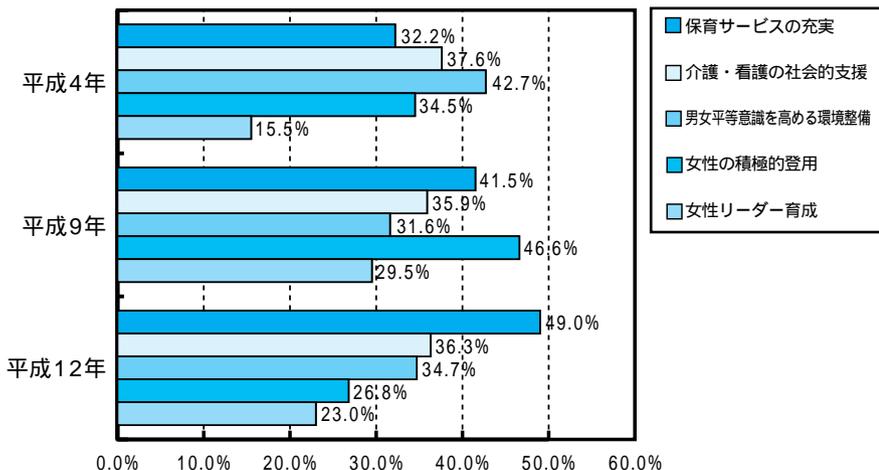
本市の市民意識調査において、男性の家事参加について聞いたところ、「男性も手伝ったほうが良い」という協力型から、「一人で生活できるように」という自立型へ逆転してきています。また、「男女の役割は違うのだから家事ができなくて良い」は低率ですが、減少しています。

男性の家事に対する考え方
(市民意識調査)



最新の市民意識調査(平成12年)によれば、男女共同参画に必要な施策として市民が一番望んでいるものとしては「保育サービスの充実」があります。

男女平等と女性の地位向上に必要な施策
(市民意識調査)



取り組み 12

働きやすい就労環境の整備

家庭や地域社会が犠牲になるような長時間労働を無くし、健康で働きがいのある就労環境を整備するよう、男女共同参画社会実現の立場から職場に働きかけます。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 男女がともに働きやすい就労環境になるよう国や県の関係機関と連携をとりながら働きかけを行います</p> <p>【関係課】 商工課、男女共生推進課、人事課</p>	<p>国や県の関係機関と連携した企業等への労働関係法令等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知の徹底 ・パートタイム労働法及び指針に関する周知の徹底 ・派遣労働法の周知の徹底 <p>企業や労働者に対する地域活動への理解と参加の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間短縮の働きかけ等 <p>企業への男性の育児・介護休暇取得の促進の働きかけ</p> <p>市男性職員の育児・介護休暇取得の促進</p>
<p>2. 農業・商工業など自営業で働く女性への正当な評価と理解を促し、自由時間の増大、生活時間の適正化など労働環境の整備を進めます</p> <p>【関係課】 農業経営課、商工課</p>	<p>家族従業者の働きやすい環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に関する知識や技能研修の実施 ・自営業で働く女性に対する正しい評価と理解の促進 ・役割分担、労働時間、報酬等を定めた家族経営協定の普及促進

*家族経営協定

女性農業者や農業後継者にとって、魅力ある農業を営んでいくための一つの方法として、家族で話し合って休日、労働報酬、労働時間等、ある一定のルールをつくること。

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
本市の企業における育児・介護休暇の就業規則への整備率	新規調査			
農家における家族経営協定締結戸数	58戸	平成12	200戸	平成22年

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 職場における男女のパートナーシップを築きましょう
2. 職場における男女の固定的役割分担を見直し、個人の能力の評価に努めましょう

取り組み 13

家庭における男女共同参画

固定的な役割分担の問題を考える機会や啓発・広報を強化したり、男性の家事・育児、新しい家庭像などをテーマとした講座やセミナー・ワークショップ等の開催など、いろいろな角度からの支援に努めます。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 男性に対して家事や子育て・介護について、男女が共同で行うという認識の浸透に努めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、生涯学習課、各公民館、総合女性センター、勤労婦人センター、健康福祉政策課、各保健福祉センター、商工課</p>	<p>男女の固定的役割分担意識の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭生活における性別役割分担慣習の見直しの啓発 啓発冊子の作成・発行 家庭教育学級や各種学習会での啓発 <p>男性の家庭責任に対する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座・セミナー等における啓発 男性のための家事・育児・介護等に参加するための講座の開催 <p>事業主や労働者へのILOの家庭責任条約の周知</p>
<p>2. 結婚・出産・育児を困難にしている要因の排除につとめます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、商工課</p>	<p>各種学習会での意識啓発</p> <p>企業・地域社会などへの働きかけ</p> <p>*パパ・クォータ制の広報・啓発</p>

*ILO家庭責任条約

正式には「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」1981年にILO総会で採択、日本は1995年に批准。

*パパ・クォータ制

ノルウェー、スウェーデンなどの北欧諸国では、父親への育児休業割当制度の実施により、父親による出産・育児休暇の取得が進んでいる。ノルウェーでは4週間、スウェーデンでは最低30日父親が育児休業を取ることが義務付けられている。

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
家庭生活上で男性が優遇されていると考えている人の割合	64.3%	平成9	50%	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 男女で、家庭における責任、地域活動における協力など新しいパートナーシップを築きましょう
2. 子育てや家事に参加する父親・男性が社会的にあたり前になるようにしましょう

取り組み 14

子育て・介護の支援の充実

子育ての不安と孤立化を無くすために、子育て相談やセミナーの開催、育児の交流やサークル・ネットワークづくりを支援します。

また、女性の仕事と子育て・介護が両立できるよう、受け入れ条件の緩和や多様なニーズと勤務実態に即した保育体制と保育内容の充実を図るとともに、高齢者と家族の実態・要望に合ったきめ細かい介護システムを整備し、男性の介護参加やヘルパー養成を促進して行きます。

*ファミリー・サポート・センター事業

育児を行う人を援助するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となって助け合うシステム

*エンゼル基金

基金の運用収益を活用して、子育て支援活動や健全育成活動を行っている個人や団体に助成金を交付し支援する制度

*児童育成クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない時などの場合、小学1～3年生の児童に遊びと生活の場を与えて健全育成を図る事業

*プレイパーク事業

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした戸外における子どもたちの自由が遊びの場

具体的取り組み	内 容
<p>1. 地域社会全体で子どもを育てる支援事業を推進します</p> <p>【関係課】 子育て支援課、男女共生推進課、各保健福祉センター、青少年育成課、生涯学習課、各公民館、総合女性センター、勤労婦人センター、子ども文化会館、障害保健福祉課</p>	<p>子育て支援センター事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での子育て、悩みの相談指導の充実 ・子育てサークル等の活動の育成支援 ・子育て支援センターの増設 <p>子育て支援事業の充実と指導・活用の工夫</p> <p>保育園・幼稚園の園開放の促進</p> <p>*ファミリー・サポート・センター事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、子育て支援センター等との連携 ・障害児保育等ニーズに対応した迅速かつきめ細やかなサービス <p>児童虐待防止ネットワーク連絡会の充実</p> <p>*エンゼル基金の活用</p> <p>児童館の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・悩み相談に応じるアドバイザーの設置の検討 ・児童館職員の研修の充実
<p>2. 育児中の女性の社会進出、女性の多様な就労形態の実態に対応した保育機能の拡充・整備などの環境整備に努めます</p> <p>【関係課】 保育課、青少年育成課</p>	<p>多様なニーズに対応する保育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育の拡大 ・乳児保育の充実 ・一時保育の充実 ・障害児保育の充実 ・病後児保育の充実 <p>放課後児童健全育成（児童育成クラブ）の充実</p>
<p>3. 思春期・青年期まで見通した子育て場所の確保と活用を進めます</p> <p>【関係課】 青少年育成課</p>	<p>*プレイパーク事業の推進</p> <p>既存施設を利用した中・高生のための居場所の検討</p>
<p>4. 介護を男女がともに担い、社会全体で支援するよう進めます</p> <p>【関係課】 介護保険課、高齢保健福祉課、各保健福祉センター</p>	<p>介護保険事業計画の円滑な推進</p> <p>介護者の休養等に対する支援の充実</p> <p>介護者同士の語らいの場の提供の充実</p>

《指標》

項目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
延長保育実施園数	115園	平成12	全保育園	平成22
保育園・幼稚園の園開放数	83園	平成12	全保育・幼稚園	平成22
ファミリー・サポート・センター事業会員数	1,455人	平成12	3,000人	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 子育てや介護に一人で悩まないで、地域の人たちとふれ合いのある関係づくりに努めましょう

取り組み 15

ひとり親家庭への支援

経済的支援制度や生活・健康・子育てについての相談機能の充実を図るとともに、ひとり親家庭の交流とネットワークづくりを支援します。

具体的取り組み	内容
<p>1. 経済的・精神的自立が困難なひとり親家庭に対し、生活の安定を図るとともに相談機能を充実し自立を支援します</p> <p>【関係課】 子育て支援課、住宅管理課</p>	<p>ひとり親の家庭生活への支援 ・相談業務・家事援助の充実</p> <p>母子家庭への各種施策による自立促進</p> <p>関係機関の連携によるひとり親家庭の自立に向けた支援</p> <p>母子生活支援施設による自立支援</p> <p>市営住宅への母子世帯向住戸の設定</p>
<p>2. ひとり親の交流とネットワーク化の支援を進めます</p> <p>【関係課】 総合女性センター、子育て支援課</p>	<p>交流機会と場の提供</p> <p>ひとり親同士のネットワーク化への支援</p>

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. ひとり親同士の連携を深めましょう

施策方針
7

多様な連帯が可能な社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、市民の中にもう一つの生き方と活力を生み出し、市民が主人公の新しいまちづくりを可能にするものです。その実現には、市民だけでは、また行政だけでは解決できない問題がたくさんあります。

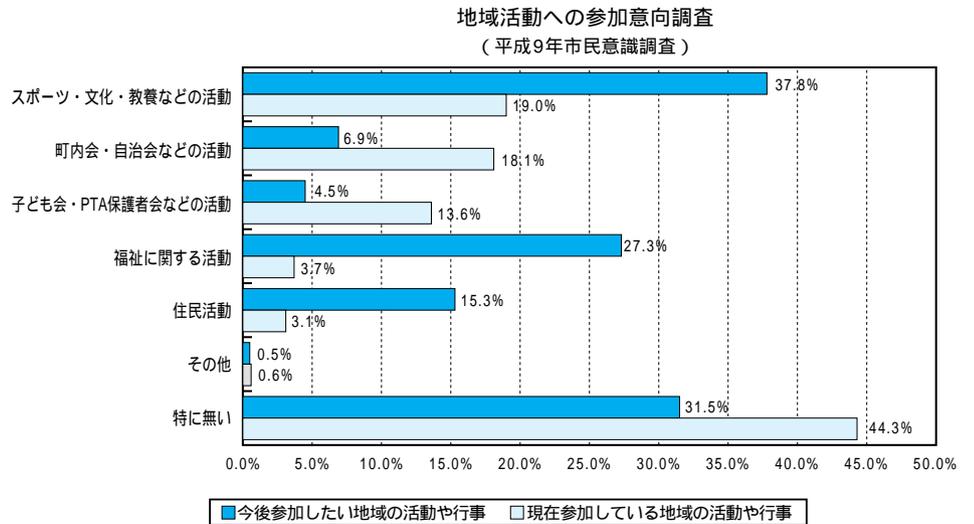
そこで、今、市民が個人・グループ間交流を通して、家庭・地域から平等で真に平和な社会をつくろうという動きが活発になっており、こうした時代にふさわしく、市民と行政との対等な関係を豊かに築き、さまざまな課題に応じて市民(グループ)と行政が協力し合うことが必要です。

また、インターネットなどIT(情報技術)の急激な発達により国内外の情報に、市民がアクセスできる環境が進んでおります。

そこで、多様な連帯が可能になるように、国内外の女性問題に関する活動状況などさまざまな情報を広く市民に提供できるように充実を図ります。

【グラフで見る市の状況】

今後参加してみたい地域活動や行事では「スポーツ・文化・教養などの活動」がもっとも多く、続いて「福祉に関する活動」「住民活動」が続いている。参加意向が「特に無い」と回答した人は、現在地域の活動や行事に「参加していない」の回答を下回っており、現在は参加していないが、今後何らかの活動に参加する意向のある人も見られる。



～ デビュー ～

娘「来月、私達の仲間が子育てについて意見交換会をするの。母さんも子育ての先輩として参加してくれない？」

母「へえー、面白そうね。どこで知り合った仲間なの？」

娘「子育てセミナーで仲良くなって、ここ2年くらい時々勉強会をしてきたんだけど、これまで学んだことを外に発信しようということになって・・・。」

母「いいねー。私なんかずっと育児、家事、パートに追われてきて、これからは親の介護とお父さんの定年後の世話かしら・・・。何かやりたいと思うけどどうしていいのか・・・。」

娘「この頃はいろんなことに取り組む市民グループやNPO、ボランティアも増えてるし、年代も様々よ。興味のある講座や研修、活動、交流会に参加するのも楽しいわよ。」

母「そうねー。」

娘「男の人でも、お母さんも知っている　さんなんか、今では自分から"まちづくりの会"を作って仲間との交流を楽しんでいるってよ。」

母「うちのお父さんは仕事一筋だったから、定年後どうなることやら・・・。」

娘「そうだ、母さん、今度、父さんと一緒に来てみたら？ 私達以外にも色々なグループが参加するから、何かのきっかけづくりになると思うよ。」

母「そうね。お父さんとも話してみるわ。ありがとう。」

～ 誰もが気軽にセミナー等に参加できるようになれば・・・～



取り組み 16

市民間交流、市民と行政のパートナーシップの促進

男と女、働いている人と働いていない人、大人と子どもなど、"ちがい"の中から共通・共同の課題が発見できるような対話と交流の機会を増やすとともに、市民(団体)間の交流支援、市民と行政のパートナーシップの促進に積極的に取り組んでいきます。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 世代、立場をこえた女性間の連携につとめ、女性人材の養成を推進します</p> <p>【関係課】 総合女性センター</p>	<p>対話と交流機会及び場の提供</p> <p>情報の提供と研修会の実施</p>
<p>2. 市民と行政のパートナーシップのもと男女共同参画によるまちづくりを進めていきます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センター、地域づくり推進課、市民交流サロン、生涯学習課、各公民館</p>	<p>ボランティア活動の推進</p> <p>地域コミュニティセンターの地域団体による運営の推進</p> <p>男女共同参画の活動グループのNPO化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び活動支援 ・NPOへの育成支援 <p>女性団体・グループ登録への促進</p> <p>市民・市民グループによる企画・講座開催への支援</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいる団体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換、交流の場提供、研修会の実施 <p>男女共同参画へ向け取り組んでいる女性等への表彰制度の検討</p> <p>「女性議会」開催に向けた環境整備</p>

《指標》

項 目	実績値	実績年度	目標値	目標年度
自主グループ登録数	40グループ	平成12	100グループ	平成22
市民企画セミナーの実施開催数(年間延べ回数)	3回	平成12	10回	平成22
男女共同参画の活動グループのNPO化数	3グループ	平成12	10グループ	平成22

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. いろいろな立場の人との交流に努めましょう
2. 男女共同参画を進めているグループ等へ積極的に参加しましょう

取り組み 17

国内外の情報収集・提供と調査研究

IT（情報技術）など活用した国内外の情報に市民がアクセスできる環境が進む中、国内外の女性問題の情報を収集し、さまざまな情報を広く市民に提供できるような体制を整備するとともに、国内外の交流事業への女性の参加を促進します。

具体的取り組み	内 容
<p>1. 国内外の情報の収集と提供の充実に努めます</p> <p>【関係課】 国際交流課、各公民館、指導課、教職員課、総合女性センター</p>	<p>国内外の女性問題情報の収集と提供の充実</p> <p>世界女性会議、海外の取り組み、実践活動などについての学習機会の提供</p> <p>学校などにおける国際理解教育の推進</p>
<p>2. 国内外交流への女性の積極的参加促進を進めます</p> <p>【関係課】 男女共生推進課、総合女性センター、国際交流課</p>	<p>男女共同参画社会へ向けた国内外の取り組みに関する広報・啓発</p> <p>国際交流活動グループと連携した交流への参加促進</p> <p>友好・姉妹都市交流事業への女性の参加促進</p>

〔市民のみなさんも、取り組みましょう〕

1. 国内外の女性問題の情報や活動などに関心を持ちましょう

1

くまもと市男女共同参画会議の設置

男女共同参画に関わる施策をより推進するために、市民等で構成する「くまもと市男女共同参画会議」を新たに設置します。

2

庁内推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の推進体制を整備し、実効性のあるものにします。

3

国・県など関係機関との連携

男女共同参画の総合的な推進のために、国・県など関係機関と連携・協力を図ります。

4

計画の進行管理

計画の進行管理は、毎年調査し「くまもと市男女共同参画会議」「主管部長連絡調整会議」に報告し、市民に公表します。また、さらに評価のための市民意識調査を5年毎に実施します。



資料

「熊本市男女共同参画推進懇話会」提言

～男女がかたりあい共に築く21世紀～

1999年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は「男女共同参画社会の実現」を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。真の男女平等と男女共同参画社会の実現が期待されて10年、新世紀はこの法律の施行を受けて大きな弾みをつける方向に向かっています。

熊本市男女共同参画推進懇話会は前回策定された「くまもと市女性プラン」の後の社会状況や女性を取り巻く大きな環境の変化をふまえ、21世紀初頭に、熊本市の男女共生問題について「人権の確立と男女平等の意識づくり」、「あらゆる分野への男女の共同参画」、「男女の共生を支える社会的条件整備」を柱として実効性に重点をおいて、より具体的に課題の提起を行っております。

あらゆる分野での男女平等と共同参画実現のための積極策を明確な目標値を設定してこれまでの機会の平等から実質的な平等を期待しています。また子育てや介護がとりわけ女性の重すぎる負担とならないような社会的支援が必要です。

特に、この数年に急浮上してきた「ドメスティック・バイオレンス(DV)」は想像以上に深刻な問題です。「DV防止法案」の成立を目前にしていますが、より現実的な対策と救済の手が早急に差し延べられることが望まれます。

熊本市は「人にやさしく、地球にやさしい」をまちづくりの基本理念として、さらに未来の熊本市に「一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築」を掲げています。男女の人権が尊重されて、制度や慣行がどちらかの性に不利になることのない社会はまさに熊本市の未来像と重なります。

今後、女性問題解決のためには市民と行政がそれぞれの役割を十分に発揮できるようなネットワークが必要であり、さらに具体的課題の解決に向けて市民と行政のパートナーシップの促進が重要となります。

私たちは、21世紀の新たな男女の関係を“男女がかたりあい共に築く21世紀”と題して「男女共同参画プラン」策定に向けた提言を行うために審議を重ねて参りました。

熊本市におかれましては、この提言をもとに新世紀にふさわしい男女共同参画社会実現のための計画が策定され実施されますよう切に要望いたします。

2001年2月

熊本市男女共同参画推進懇話会

会長 立石 邦子

(提言書抜粋)

熊本市男女共同参画推進懇話会委員名簿

...会長

...副会長

区分	氏名	所属・活動等	備考
学識経験者	丹野 喜久子	熊本学園大学社会福祉学部教授	参画推進部会
	塚本 侃	弁護士 (熊本県弁護士会両性の平等委員会)	人権部会
	山下 雅彦	九州東海大学教授	起草委員長
有識者	吉田 晃	熊本県性教育研究会会長	人権部会長
	阿部 史子	熊本日日新聞社広告局広告総務部長	人権部会
	立石 邦子	日本ユニセフ協会熊本県支部運営委員 元熊本県つばさの会副会長	人権部会
	堀 宗行	総合デザインプロデュースPPクエスト代表 (くまもとデザイン協議会副委員長)	参画推進部会
	田中 昭子	子育て支援センターあゆみ保育園主任保育士	生活・労働部会
	平野 俊晴	五福ふれあいまちづくりの会会長	生活・労働部会
	吉野 ひとみ	民間シェルター火の国をんな軒	人権部会
女性の代表	中村 寛子	連合熊本女性委員長 (小学校教諭)	生活・労働部会長
	甲斐 イツコ	熊本県農業女性アドバイザー	参画推進部会長
	園田 敬子	市民 (街角通信員)	参画推進部会
行政	佐藤 トモコ	厚生労働省熊本労働局雇用均等室長	生活・労働部会

熊本市男女共同参画推進懇話会審議経過

開催日	経過内容
平成12年2月24日	熊本市男女共同参画推進懇話会設置 ・委嘱状交付 男女共同参画推進懇話会第1回総会 ・男女共同参画に関するこれまでの取り組みと今後の進め方について ・懇話会の今後のスケジュールについて
平成12年4月24日	男女共同参画推進懇話会第2回総会 ・熊本市の男女共同参画の現状について ・専門部会の設置について 3専門部会(人権部会、参画推進部会、生活・労働部会)設置 男女共同参画推進懇話会第1回専門部会 ・部会検討事項の意見交換
平成12年5月8日	男女共同参画推進懇話会第2回参画推進部会 ・現プランの検討及び問題点の抽出
平成12年5月22日	男女共同参画推進懇話会第2回人権部会 ・現プランの検討及び問題点の抽出
平成12年5月23日	男女共同参画推進懇話会第2回生活・労働部会 ・現プランの検討及び問題点の抽出
平成12年5月29日	男女共同参画推進懇話会第3回参画推進部会 ・関係課及び市民グループへ課題項目の現状等のヒアリング
平成12年6月20日	男女共同参画推進懇話会第3回生活・労働部会 ・関係課及び市民グループへ課題項目の現状等のヒアリング
平成12年6月26日	男女共同参画推進懇話会第3回人権部会 ・関係課及び市民グループへ課題項目の現状等のヒアリング
平成12年7月24日	男女共同参画推進懇話会第1回起草委員会 ・各専門部会審議事項の報告 ・提言案の検討等
平成12年8月17日	男女共同参画推進懇話会第4回人権部会 ・提言に向けて審議事項の内容検討及び意見の集約
平成12年8月17日	男女共同参画推進懇話会第4回参画推進部会 ・提言に向けて審議事項の内容検討及び意見の集約
平成12年8月25日	男女共同参画推進懇話会第4回生活・労働部会 ・提言に向けて審議事項の内容検討及び意見の集約
平成12年10月16日	男女共同参画推進懇話会第2回起草委員会 ・各部会審議事項の検討及び総括 ・答申へ向けて

開催日	経過内容
平成13年1月11日	男女共同参画推進懇話会第3回総会 ・男女共同参画推進懇話会提言について
平成13年1月26日	男女共同参画推進懇話会第3回起草委員会 ・男女共同参画推進懇話会提言について
平成13年2月5日	男女共同参画推進懇話会第4回総会 ・男女共同参画推進懇話会提言について
平成13年2月14日	男女共同参画推進懇話会第3回起草委員会 ・男女共同参画推進懇話会提言について
平成13年2月22日	男女共同参画推進懇話会答申

「くまもと市男女共同参画プラン」策定までの動き

～世界、わが国の動きと熊本市の男女共同参画への取り組み～

年号	世界	国	熊本市
1992 (H4)		・「育児休業法」施行	・「くまもと市女性プラン」策定 ・「女性問題に関する市民意識調査」実施(第2回)
1993 (H5)	・国連世界人権会議開催(ウィーン)	・「パートタイム労働法」施行	・課名変更 婦人生活課 女性政策課 総合婦人会館・加チャセンター 総合女性センター ・熊本市女性行政推進会議設置
1994 (H6)		・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	
1995 (H7)	・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	・くまもと市女性プラン推進懇話会設置
1996 (H8)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・くまもと市女性プラン推進懇話会の提言
1997 (H9)		・「男女雇用機会均等法」改正案成立	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施(第3回)
1998 (H10)		・改正男女雇用機会均等法一部施行(母性健康管理関係)	・課名変更 女性政策課 男女共生推進課
1999 (H11)		・改正男女雇用機会均等法全面施行 ・改正労働基準法施行 ・育児、介護休業法全面施行 ・男女共同参画社会基本法施行	・機構改革 企画調整局企画部 市民生活局社会生活部
2000 (H12)	・ニューヨーク2000年会議(国連特別総会として開催)	・男女共同参画会議が「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申 ・男女共同参画基本計画策定	・熊本市男女共同参画推進懇話会設置(くまもと市女性プラン改定)
2001 (H13)		・省庁再編 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置	・熊本市男女共同参画推進懇話会答申 ・「くまもと市男女共同参画プラン」策定

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第1条 第12条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

第三章 男女共同参画会議（第21条 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に

関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から施行する。

男女共同参画社会基本法の施策の仕組み

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度等についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責 務

国

基本理念を踏まえた施策（積極的改善措置を含む。）の総合的な策定・実施の責務

地方公共団体

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

国民

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務

施策の基本となる事項

- ・ 政府の男女共同参画基本計画の策定の義務
- ・ 都道府県男女共同参画計画の策定の義務
- ・ 市町村男女共同参画計画の策定の努力義務
- ・ 法制上又は財政上の措置
- ・ 年次報告等
- ・ 施策の策定等に当たっての配慮
- ・ 国民の理解の促進
- ・ 苦情の処理等
- ・ 調査研究
- ・ 国際的協調のための措置
- ・ 地方公共団体及び民間の団体に対する支援

男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会：男女が、社会に対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

男女共同参画基本計画体系図

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
 - ・男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
 - ・男女共同参画社会基本法の制定
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成
 - ・男女共同参画基本計画の考え方
 - ・男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - ・女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早期達成
 - ・団体推進及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進
 - ・その他の委員等への女性の参画を促進するための取組
 - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - ・女性国家公務員の採用・登用等の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - ・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援
 - ・市町村への取組の普及
 - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
 - ・女性地方公務員の採用・登用等に関する要請
 - ・地方公共団体への情報提供等
- (3) 企業、教育、研究機関、その他各種機関、団体等の取組の支援
 - ・国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮
 - ・社会的気運の醸成
 - ・独立行政法人、特殊法人及び許可法人に対する協力要請
 - ・大学等への協力要請
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の具体化
 - ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ・女性の人材に関するデータベースの充実及びネットワーク化の検討
 - ・女性リーダーの養成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
 - ・政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施
 - ・家族に関する法制の整備
 - ・個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討
 - ・職場・家庭・地域等における慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
 - ・多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
 - ・法令や条約の周知等
 - ・相談体制の充実
 - ・国際化への対応
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供
 - ・統計調査等の充実
 - ・無償労働の数量的把握の推進

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ・ア 男女雇用機会均等法の履行確保
 - ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化
 - ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底
 - ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底
 - ・個別紛争解決の援助、相談機能の強化
 - ・女子学生の就職問題に関する施策の推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ・国民的気運の醸成
 - ・企業のポジティブ・アクション取組の促進
 - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
 - ・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅広い検討
- (2) 母性健康管理対策の推進
 - ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等
 - ・妊娠、出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - ・情報提供、相談、研修等の拡充
 - ・公共職業訓練等の推進
 - ・労働者の自発的な職業能力開発の推進
 - ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究
 - イ 再就職に向けた支援
 - ・育児・介護等により退職した者に対する支援
 - ・職業能力開発の積極的展開
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
 - ア パートタイム労働対策の総合的な推進
 - ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知・徹底等
 - ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底
 - ・パートタイム労働者の雇用の安定
 - ・パートタイム労働者に対する能力開発
 - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - ・事業の適正な運営の確保
 - ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保
 - ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
 - ・女性起業家に対する支援
 - ・家族従業者の実態把握等
 - エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進
 - ・テレワーク・SOHOの普及促進
 - ・在宅勤務等の普及促進
 - ・在宅就業対策の推進
 - ・家内労働者の労働条件の改善

4 農山漁村における男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - ・「個」としての主体性の確保
 - ・固定的な役割分担意識の是正
 - ・社会的な気運の醸成・高揚
 - ・調査研究・研修・統計等における取組の充実
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・女性の能力の開発と適正な評価
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - ・女性の経済的地位の向上
 - ・技術・経営管理能力の向上
 - ・快適に働くための条件整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - ・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成
 - ・住みやすく快適な生活環境の整備
 - ・交流ネットワークの形成
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
 - ・高齢者生活支援体制の整備
 - ・高齢者の活動の推進
 - ・老後の自立の確保

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ・保育サービスの整備
 - ・放課後児童対策の充実
 - ・幼稚園における子育て支援の充実
 - ・子育てに関する相談支援体制の整備
 - ・子育てのための資産形成の支援
 - ・児童虐待への取組の推進
 - ・子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

イ ひとり親家庭等に対する支援の充実

- ・ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

- ・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

- ・育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進
 - ・仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実
- ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
- ・介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
- エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価
 - ・地域の子育て・介護支援体制の整備
 - ・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供

(3) 家庭生活・地域社会への男女の共同参画の促進

ア 家庭生活への男女の共同参画の促進

- ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発
- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・父親の家庭教育参加の支援・促進

イ 地域社会への男女の共同参画の促進

- ・地域社会活動への参画促進
- ・地域の教育力の再生
- ・消費者教育の推進・支援
- ・環境保全活動への参画の支援
- ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
- ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備

ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備

- ・労働時間の短縮
- ・フレックスタイム制等の普及促進
- ・勤労者リフレッシュ対策

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

ア 介護保険制度の着実な実施

- ・介護保険制度の着実な実施

イ 高齢者保健福祉施策の推進

- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護予防・生活支援のための取組
- ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

ウ 介護に係る人材の確保

- ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進
- ・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進

(2) 高齢期の所得保障

・公的年金制度の安定的な運営

- ・企業年金等の充実
- ・自助努力による資産形成等の促進

- (3) 高齢者の社会参画の促進
 - ・定年の引き上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等
 - ・学習機会の整備等
 - ・高齢者の社会参加活動の促進
 - ・高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援
 - ・広報・啓発活動の推進
- (4) 障害のある者への配慮の重視
 - ・総合的な障害者施策の推進
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備
 - ・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - ・国民の意識啓発
 - イ 体制整備
 - ・相談・カウンセリング対策の充実
 - ・研修・人材確保
 - ・厳正かつ適切な対処の推進
 - ・関係機関の連携の促進
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - ・安全・安心まちづくりの推進
 - ・防犯対策の強化
 - ・有害環境の浄化対策の推進
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
 - ・被害の実態把握
 - ・加害者の研究
- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
 - ア 関係機関の取組及び連帯の推進
 - ・関係機関の取組
 - ・関係機関の連携
 - イ 相談体制の充実
 - ・相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護・自立支援
 - ・緊急一時保護
 - ・自立支援
 - エ 暴力行為への厳正な対処等
 - ・暴力行為からの安全の確保
 - ・被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処
 - ・関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進
 - ・性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
 - ・性犯罪の潜在化防止にむけた取組
 - イ 被害者への配慮
 - ・指定被害者支援要員制度の効果的運用
 - ・被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
 - ・関係機関との連携の推進
 - ・被害者少女に対する支援活動の推進
 - ・被害者連絡等の推進
- (4) 売買春への対策の推進
 - ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - ・売買春の根絶に向けた取締りの強化等
 - ・社会復帰支援の充実
 - イ 児童買春に対する対策の推進
 - ・児童買春の根絶に向けた取締りの強化
 - ・相談体制の充実
 - ウ 国際的動向への対応
 - ・国際的動向への対応

(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - ・企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策
 - ・国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策
- イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - ・教育等の場における対策

(6) ストーカー行為等への対策の推進

- ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - ・ストーカー行為等への厳正な対処
- イ 被害者の支援及び防犯対策
 - ・被害者の支援及び防犯対策

8 生涯を通じた女性の健康支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

- ・女性の健康問題への取組についての気運の醸成
- ・学校における性教育の充実
- ・性に関する学習機会の充実

(2) 生涯を通じた女性の健康の支援増進対策の推進

- ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - ・女性の健康保持のための事業等の充実
 - ・健康教育の推進
- イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
 - ・不妊専門相談サービス等の充実
 - ・周産期医療の充実
- ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
 - ・成人期、高齢期等の健康づくりの支援
 - ・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進
 - ・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ア HIV/エイズ、性感染症対策
 - ・予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
 - ・性感染症対策の推進
 - ・学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進
- イ 薬物乱用対策の推進
 - ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
 - ・少女による薬物乱用対策の推進
 - ・薬物乱用防止教育の充実
 - ・薬物乱用を許さない社会環境の形成

9 メディアにおける女性の人権の尊重

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
 - ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援
 - ・性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
 - ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶
 - ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進
 - ・メディアにおける男女共同参画の推進
- イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ・現行法令の適用による取締りの強化
 - ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及
 - ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進
 - ・自主ガイドラインの策定の支援等
 - ・インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
- ウ メディア・リテラシーの向上
 - ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
 - ・情報教育の推進

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとられない表現の促進

- ・男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透
- ・ガイドラインの他の機関への啓発
- ・教育等の場における対策

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実
 - ・学校教育全体を通じた指導の充実等
 - ・家庭科教育の充実
- イ 高等教育の充実
 - ・高等教育機関における男女共同参画の推進
 - ・奨学金制度の充実
- ウ 社会教育の推進
 - ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
 - ・男女共同参画に関する学習機会の提供
 - ・固定的な男女の役割分担意識にとられない教育についての調査研究の充実
- エ 教育関係者の意識啓発
 - ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
 - ・社会教育関係者の意識啓発
- オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
 - ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興
 - ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ア 生涯学習の推進
 - ・リカレント教育の推進
 - ・放送大学の整備等
 - ・学校施設の開放促進等
 - ・青少年の体験活動等の充実
 - ・民間教育事業との連携
 - ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
 - ・現代的課題に関する学習機会の充実
 - ・学習成果の適切な評価
- イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
 - ・女性の能力開発の促進
 - ・女性の学習グループの支援
 - ・国立女性教育会館の事業の充実等
- ウ 進路・就職指導の充実
 - ・進路指導の充実
 - ・女子高生、女子学生に対する職業意識の醸成、意識啓発の実施
 - ・就職指導の充実
 - ・各経済団体等への協力要請

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

- ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
- ・未締結の条約に関する検討
- ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ア 国連の諸活動への協力
 - ・国連の諸活動への協力
- イ W I D / ジェンダーの推進
 - ・W I D イニシアティブの推進
 - ・W I D 推進体制の充実
 - ・N G O 等との連携・協力の強化
- ウ 女性の平和への貢献
 - ・平和を推進する国際機関等への貢献
- エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- オ 国際交流・協力の推進
 - ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
 - ・環境問題に関する国際協力等の取組の推進
 - ・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

- ・男女共同参画会議の機能発揮
- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

- ・施策の総合的措置、フォローアップ等
- ・年次報告等の作成
- ・行政職員の研修機会等の充実
- ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
- ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
- ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

2 調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
- ・我が国の取組の海外への発信

3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

- ・地方公共団体に対する支援の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
- ・NGOとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

～男女がかたりあい共に築く21世紀～
くまもと市男女共同参画プラン

平成14年3月発行

発 行 / 熊本市

編 集 / 熊本市市民生活局社会生活部

男女共生推進課

電話(096)328-2262(直通)

FAX(096)355-4443



くまもと市
男女共同
参画プラン